

平成25年10月24日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成25年10月24日(木)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成25年10月24日(木)
午後2時53分
- 3 招集の場所 市民会館31号室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 大 柿 日 出 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡
教 育 総 務 課 参 事 真 下 誠
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 真
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 松 本 修
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 和 田 大 顕
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡
- 7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第15号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

9月定例教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

3. 教育長報告の要旨

大柿部長

今日は、荒木教育長が欠席ですので、事務局の各担当課から資料に基づき、報告させていただきます。

(1) 夜久野遺族会・上夜久野財産区 飯尾恒昭氏 慰霊碑の旧精華小跡地への移転要望について

池田次長兼教育総務課長

10月4日に飯尾様他1名が来庁され、私と真下教育総務課参事で対応させていただきました。

要望の趣旨としては、現在遺族会が管理している忠魂碑と戦没者法名碑については、自動車が進入できない高地にあり、会員の高齢化もあいまって管理が困難になってきましたので、旧精華小の体育館の南側に移設したいと考えていますが許可いただけないでしょうかということでありました。

旧精華小学校の敷地については、上夜久野財産区の所有となっております。跡地を福祉ゾーンにとの話が出ている状況の中、旧精華小学校の現況については、夜久野地域公民館により、体育館・運動場の使用許可を行っております。尚、体育館は災害時に広域避難所としても使用しております。お見えになられた際に、市教委の考え方として資料の①～④をお示しさせていただきました。

「①地域全体のコンセンサスを得られるか」、「②政教分離の原則に抵触しないか」、「③学校敷地の名義・境界がはっきりしていない」、こういったことからこちらとしては整理する必要があること、また「④跡地利用の兼ね合いで、たとえ移設できたとしても再移設が必要となる可能性がある」、この4点についてお話しさせていただきました。そして、夜久野支所に保管してある上夜久野財産区の書類を確認し、所有者と公図の確認をしていきたいことをお話しさせていただきました。またどういう書類が残っているかによって必要な事務処理が異なってくるため場合によっては時間がかかることを了承願いたいということをお伝えし、この日はお帰りいただきました。

また、10月4日に夜久野支所に行かれて、同じように要望されたと夜久野支所から聞いております。(1)についての内容は以上です。

(2) 大江町の「市立美河小学校」が土砂災害防止法に基づく区域指定の場所に建っている問題について

真下教育総務課参事

台風18号により避難所に指定されている美河小学校が、陸の孤島となってしまいました。別添資料にありますように美河小は土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定がされており、学校がレッドゾーンになっております。

土石流の被害の恐れがある区域として小学校のほぼ全域が危ないという状況であります。その次に、急傾斜地の崩壊の恐れがある区域として校舎の一部がレッドゾーン、そしてイエローゾーンに校舎が入っている状況です。また急傾斜地の崩壊の恐れがある区域に体育館がレッドゾーン、グラウンドについてはイエローゾーンとなっております。この資料については、昨年10月25日に美河小の地域を対象に京都府が説明した資料です。この説明があった時点では、この地域はまだ警戒区域に指定されていませんでした。このあと警戒区域の指定を受けております。しかしながら、今回避難所として美河小が使用されたわけです。10月25日の説明時には、本市の危機管理室から避難しないでほしいとお願いをいたしました。が、地元からは災害時にどこに避難したらいいかという声もあがり、今回の台風18号では、たくさんの方が美河小へ避難されたということです。しかし、学校下が浸水したり、急傾斜地で土砂被害がでる恐れのある場所に学校が存在することは危険であることから、今後美河小学校のあり方について地元とも協議をして参りたいということでございます。教育長が市長と協議するなかで、このような危険な場所に子どもたちを通わせることは問題があるということから、今後できることであれば、移転先を探していきたいと考えております。大江地域はまだ復旧作業をすすめられていますので、今後美河小学区の自治会長、民生児童委員、学校評議員、公民館長、PTAを含めて、今後の学校の在り方について、協議をすすめたいと思います。

(3) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)に伴う今後の本市教委と各市立学校の取組について

坂本理事

御存じのとおり、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。本法律の11条に「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等の対策を総合的かつ法律的に推進するための基本的な方針を定めるものとする」という条文がありました。しかしながら、9月28日の時点では、第11条に示された基本的な方針というものは、国からは示されませんでした。10月11日になりまして、この11条に示されたいわゆる基本方針となるものが公表されたところであります。国の基本方針として示された内容は地方公共団体、学校における基本方針の策定、対応する組織体制の明確化、さらには重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにする等々のことが示されました。その条文につきましては、12条、13条において、基本方針に関し地方公共団体や学校に対し、細かく指示されました。それによりますと、第12条では地方公共団体

は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じて、定めることに努めるものとするということです。義務的なものではありませんが、策定を求めるものであります。また、学校においても同じように基本方針を定めるということであり、学校においては策定における強制力や義務力が地方公共団体よりも強いものがあると思っております。このように国から示されましたので今後、福知山市教育委員会、また福知山市立学校といたしましてもこれに基づいた基本方針の策定が求められることとなります。なお、本市教育委員会としましても10月31日に京都府教育委員会が説明会を開催されますので、それを受けて今後の策定に向けての取組みをすすめていきたいと思っております。

(4) 「熱中症予防運動指針」について
坂本理事

このことにつきましては、京都府教育委員会から「運動部活動指導ハンドブック」が8月に示されました。その中で注目すべき点としましては、WBGTという暑さ指数が示されました。私たちは乾球温度、つまり気温で状況を判断しておりましたが、単なる気温だけでなく湿球温度や輻射熱、気流の影響も加味したうえで、新たな指標を基にした運動の実施を判断すべきというものが示されました。市立小学校における小学生陸上競技大会は熱中症が一番心配される時期に開催されてきましたので、こういったハンドブックに示された指標を基にさらに見直し、検討をしたいと考えています。既に6月に小学校体育連盟を含めて陸上競技協会等ともすりあわせ、検討をすすめて見直しを図っているところでありますが、教育委員会としましても正式に主催団体、共催団体に対し、スピード感をもって来年の実施に向けて検討いただきたい旨、伝えております。また経過、結果については、報告させていただきたいと思っております。

(5) 中央教育審議会・分科会（教育制度の見直し）中間まとめにむけた議論について
坂本理事

教育委員会の現行の制度については、昭和31年に制定され、法律に基づき今日まで57年間続いております。しかしながら、本年度の教育再生実行会議において、見直しをすべしということが明確に示されました。教育委員会の課題というものを端的に申し上げますと、形がい化と責任の所在の不明確さであると思っております。この中身については、児童、生徒の生命、身体、また教育を受ける権利が脅かされるという重大な事案が生じた場合に地方教育行政に対する責任はどこにあるかという社会的事象があったことにより、これは大津市教育委員会のあり方について厳しく弾劾されたということを見れば、このことが顕在化されたものであったと思っております。

教育再生実行会議において、検討すべしということを受けて、4月15日「今後の地方行政のあり方について」というテーマで中央教育審議会が文部科学大臣から諮問をうけ、教育制度分科会で鋭意検討されていましたが、10月11日、

中間的なまとめ案としてA案、B案という形で公表されました。決してA案、B案ですべての課題が整理されるものではありませんが、A案については大幅に現行が見直され、教育長の存在については、首長の補助機関、教育委員会については首長の附属機関ということで教育長と教育委員会のあり方を抜本的に見直すものであります。しかしA案ですすめていきますと従来からの政治的中立性、継続性、安定性の確保といった面で、首長と教育長の関係が懸念されます。B案については、現行の内容がベースになっておりますので、教育長のあり方については、教育委員会の補助機関であり、教育委員会については執行機関というものです。しかしながら、現行に近いB案についても当初から検討課題であるいわゆる合議体としてのスピーディーな対応ができないのではないかという懸念があります。A案、B案の2つのモデルをしめしながら、今後それぞれの案については懸念されるところも残っておりますので、12月までに引き続き中央教育審議会で検討されるということであり、今後は、この成り行きを見守りたいと思います。

倉橋委員長

教育長報告をうけて、(1)について質問はありませんか。

瀬田委員

明正小、育英小、精華小の現在の跡地利用の進捗状況を教えてください。

真下教育総務課参事

3小学校の跡地の利活用について、現状は公民館の施設として体育館とグラウンドの貸出ができるようにしております。現在、利用がありますのは、精華小学校のグラウンド、明正小学校の体育館です。しかしながら、それ以外について、現在利用はありません。これは、暫定的な取り扱いということになります。

地域振興部と協議しながら、これについては議会でも質問があり説明しましたが、例えば精華小学校については「福祉施設」、育英小学校については「工芸村」、明正小学校については「住宅地」という形で考えていきたいと思っておりますが、現在具体的にどこまで、動いているかというところはまだ、動きはございません。所有権の問題から整理をしなければなりません。この問題を解決しなければ進めることはできませんので、新年度、予算を確保して土地の整理を始めることから進めていきたいと思っておりますので時間を要するものと思います。

瀬田委員

地元との意思疎通は、どのようになっていますか。

真下教育総務課参事

3地域の連合自治会の3人の代表の自治会長とは、3月に話をさせていただきました。4月に代表が変わっておりますので、新しい代表者には、地域振興部で話をさせていただ

ております。

倉橋委員長

慎重に進めていただきたいと思います。
(2) について、質問はありませんか。

瀬田委員

昨年10月11日付で土木事務所から関係者様宛の文書が出され、その説明会が10月25日にあったようですが、美河小学校が警戒区域に含まれているということで、学校や教育委員会からも説明会に出席されたのでしょうか。

真下教育総務課参事

10月25日の説明会には、私が出席いたしました。美河小学校には案内がなかったもので、当日学校からは出席されておりました。学校には改めて、市の担当課から説明をしてもらいました。

瀬田委員

一年前に説明があり、美河小学校が危険な状態にあることは認識されていたということですが、私たちに説明がなかったということには、少しひっかかりを感じます。こういうことがあれば、私たちにも報告していただいて、児童の安全を考えていきたいと思っておりますので、遺漏のないようお願いいたします。

危機管理室の対応になる話ですが、美河小に避難することは危ないと言われているにもかかわらず、避難するところがないため美河小へ避難されたことは問題があると思っております。地元の方と十分に話をして、避難場所の指定を早急に考えていただきたいと思います。教育委員会サイドから危機管理室に伝えていただきたいと思います。

倉橋委員長

河守の人たちが住んでいるエリアが危ない状況です。河守の下側や河守地域全体において、急傾斜地の対応については、どのようになっていますか。

真下教育総務課参事

申し訳ありませんが、今現在においては存じ上げておりません。

倉橋委員長

この地域の動きと美河小学校の移転は連動する問題であると思っております。この地域の対応をしっかりとつかみながら、教育委員会としての方向性についても判断していかなければならないと思っております。美河小は現在、コミュニティスクールに指定されています。コミュニティスクールであるということはどういふことかということです。地域が学校をつくるということのコミュニティスクールのしくみは先進的な取り組みです。コミュニティスクールの運営協議会へ働きかけ、そこから進めていくほうが、結果としてよいのではないかと思います。安易にすすめるのではなく、整理をしてすすめていただきたいと思います。

(3)、(4)、(5)について、質問はありませんか。

瀬田委員

熱中症の問題についてですが、来年度の行事予定が組まれるまでに、方針を早急に取りまとめていただいて、来年度の真夏の行事の取組について、考え直しをしていただければありがたいと思います。

坂本理事

本年度の運動会、体育祭においても練習の時から日陰の確保と連続しての練習時間が過重負担にならないようにとの内容で本市の担当課である保健体育係から事前に文書通知をいたしました。今後についても当日のみならず練習時においても健康配慮が十分されるように注意喚起を行っていきたいと思います。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。
なければ、議題に移ります。

4. 議事

議第15号 (専決処分の承認について)

和田次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～

定例市議会において、補正予算第3号「新町コミュニティ会館災害復旧事業」について、400万円の補正を認めていただいたところですが、補正に基づき、再度詳細にわたり、点検精査をしました結果、災害を受けたのが2回目であることから、エアコン室外機や分電盤の位置を高くするための移設工事並びに内壁クロス及びドア取替え等の修復工事の必要が生じ、これらを積算しましたところ800万円の追加補正が必要となりました。

倉橋委員長

質問はありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

議第15号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

異議はないので、議第15号は可決承認します。
次に報告事項に移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

外賀教育総務課長補佐 ～資料に基づき説明～

No.67 第24回福知山市小学生駅伝大会

No.68 平成24・25年度京都府公立幼稚園教育研究会 研究指定園 研究発表会

No.69 「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」福知山写真展

- No. 7 0 第36回京都府柔剣道選手権大会
No. 7 1 京都府柔道連盟強化練成会兼第25回福知山少年少女柔道交流大会
No. 7 2 第5回福知山市「未成年の主張」弁論大会
No. 7 3 アニメ・はだしのゲンを見る福知山の会については不承認であります。

倉橋委員長 後援承認について、質問はありませんか。

瀬田委員 No. 69に関し、今回1回目の後援承認ですが、申請書をみますとすでに5会場で、延べ20回開催とありますが、なぜ当初に申請をされてこなかったのでしょうか。なぜ、今なのかなあとと思います。

和田次長兼生涯学習課長

なぜ今回からなのかは分かりません。許可を出した理由としては実績があるということと、市民の声のなかで次のようなことが書かれていたことから許可をしました。高校生の男子ですが、「これからの世界は、戦争や紛争をなくして平和で世界中の人々が安全に暮らせる世の中にしてほしいと私はこの写真を見て感じた」ということや、60歳の女性においては「あの日の声や姿が生々しく感じ、生きている者として平和のありがたさを感じた」という感想文がつけられて申請書が出されましたので許可をしました。申請者には、宗教的なこと、政治的な取り組みをしないでいただきたいことを申し添えて、許可をしました。

倉橋委員長 他にありませんか。
なければ、2番目の報告事項に移ります。

(2) 被災世帯に対する市立幼稚園保育料及び預かり保育利用料の減免に関する基準について

池田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

減免に関する基準については、これまで保育料条例やあずかり保育実施要綱のなかでは、特別な事業があると認められる場合は保育料の全部または一部を免除することができるという規定は設けておりますが、具体的な内容に対応する基準は設けておりませんでした。

今回、台風18号の災害を受けまして、保育園の保育料や放課後児童クラブの利用料との基準をあわせて、幼稚園の保育料の減免に関する基準を設けました。具体的に申し上げますと資料30ページの第2条のところにありますとおりです。家屋の損害の程度が半壊以上の場合は8割、一部破損及び床上浸水の場合は5割の減免となります。逆に言いますと床上浸水であっても減免の対象にはなりません。

参考までにですが、該当する園児としましては、現在、雀部幼稚園に通っている園児2人で、住まいは石原です。いずれの方も床上浸水をされました。これについては、減免申請書を提出していただいて、減免をするということになります。2人とも減免申請は提出されております。

倉橋委員長 質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 次の報告事項について、説明をお願いします。

(3) 災害時における児童及び生徒に対する学用品支給要領について

芦田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料3 1 ページをご覧ください。これについては、厚生労働省の「災害復旧取扱要領」を一部準用いたしまして定めております。

支給対象者、申請方法、支給限度額、支給できる学用品等については、資料の「災害時における児童及び生徒に対する学用品支給要領」とおり定めました。今日どれだけの児童、生徒が対象になったかと言いますと、資料3 2 ページの3にあります内容のとおりで、小中学校あわせ合計30人です。

倉橋委員長 質問はありませんか。

瀬田委員 先ほどの幼稚園の保育料の減免にもどり申し訳ありませんが、私立幼稚園にはこのような減免制度はありますか。

池田次長兼教育総務課長

私立幼稚園については、就園奨励制度があります。保護者の住民税の所得割額の区分に応じ、奨励金を市から私立の幼稚園へ交付するものですが、今回の災害により保護者の所得割額の区分が変更になる場合は、市からのこの就園奨励費の交付額が上積みされることもあり得ます。

倉橋委員長 質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 なければ、次の報告事項の(4)へ移ります。

(4) 平成25年度台風18号災害に係る学校給食費補助金交付要領について

芦田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料3 3 ページをご覧ください。台風18号の災害に係る学校給食費補助金については、対象者、補助金額、補助金交付申請書、精算報告、補助金の返還について、この要領のとおり定めるものです。

倉橋委員長 質問はありませんか。

瀬田委員 給食費を支払う保護者には、補助金額の内容を知らせる明細は届くのですか。学校が補助金の申請をされるので保護者

には、補助金をうけたことが分からないような状況がおきて
しますのではないのでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長

学校、保護者にはこの制度は伝えております。

大柿部長

対象となる学校の保護者には、学校を通じて給食費を払う
必要のない旨の連絡はしております。給食費は給食会という
組織に学校が全額を入金する仕組みとなっております。です
ので、今回、給食費をいただかない児童、生徒分についての
金額を市が学校へ補助するというものです。

瀬田委員

被災した保護者から補助金の申請をしていただいたなら、
市から補助を受けられてありがたいと感じてもらえると思
います。

大柿部長

保護者から申請書は出していただきませんが、被災された
ため給食費は徴収しない旨の文書は出します。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

5. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。